

堺市中小企業融資制度一覧表

◀大阪信用保証協会保証付き融資▶（無担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。）

（令和2年4月1日現在）

融資メニュー	融資対象者	資金使途	融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
堺市中小企業振興資金融資 （無担保） ＜市町村連携型＞	堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が2,000万円以下の方	運転資金 設備資金	2,000万円以内	年1.5%	7年以内	大阪信用保証協会所定	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター 又は 取扱金融機関 ※1
堺市中小企業設備投資応援資金融資 （無担保） ＜市町村連携型＞	大阪府内において、事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う方下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が8,000万円以下の方	設備資金 設備資金に付随する 運転資金	8,000万円以内	年1.2%以下の取扱金融機関所定 金利より▲0.1%(固定金利)	10年以内	大阪信用保証協会所定	不要	原則として、 法人代表者以外は不要	取扱金融機関

※1 一部金融機関ではお取扱いがない場合もございます。

◀堺市産業振興センター保証付き融資▶（有担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。保証料負担なく利用できる融資もあります。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途	融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
堺市中小企業活力強化資金融資 （有担保）	(1)堺市内又は堺市外において、原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う方	設備資金	5,000万円以内	年1.4%	10年以内	原則、信用保証料の負担なし（堺市が負担します） 特別利率(別表)	必要 (不動産又は有価証券)	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター
	(2)(1)に加え、下記のいずれかに該当する方 ①中小企業庁のBOP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方 ②成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野)やIoT/IT技術の導入にかかる設備投資を行う方 ③堺市の地場産業を営む事業者(自転車又は自転車部分品の製造を行う事業者、万物の製造を行う事業者、農物の製造を行う事業者・繊維の製造を行う事業者・皮革の加工を行う事業者・繊維の染色又はほしを行う事業者)で当該製品の製造又は加工のための設備投資を行う方			年1.0%					
	(3)堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①今年度及び前年度において、堺市企業成長促進補助金の認定を受けた方 ②今年度及び前年度において、堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の交付決定を受けた方 ③就職困難者の雇用促進及び労働環境の向上に積極的な方（堺市HPIに具体的な要件を掲載しています）	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内						
堺市創業者支援資金融資 （有担保）	(1)堺市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方(総資金の1/5以上の自己資金が必要です)	運転資金 設備資金	2,000万円以内 但し、総資金の4/5以内	年1.3%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	原則、信用保証料の負担なし（堺市が負担します） 特別利率(別表)	必要 (不動産又は有価証券)	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター
	(2)堺市内の東本ニュータウン又は中百舌島エリア(堺市HPIに具体的な場所を掲載しています)で新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は当該2地区のいずれかで事業開始後6か月未満の方(総資金の1/5以上の自己資金が必要です)	設備資金		年1.0%					
	(3)(1)に加え、下記に該当する方 ①成長産業分野(環境エネルギー産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT産業分野)やIoT/IT技術の導入にかかる設備投資を行う方	設備資金	設備資金 7年以内						
堺市経営安定特別資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者、又はさかい新事業創設センター(S-Cube)に入居している中小企業者で下記のいずれかに該当する方 ①最近3か月、6か月、または12か月の平均売上高が前年、または前々年同期より減少している方 ②最近3か月、または最近決算期の平均売上総利益率、または平均営業利益率が前年、または前々年同期より減少している方 ③適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ④適切な事業計画を有し、事業多角化、または事業転換を行う方	運転資金 設備資金	5,000万円以内	年1.3%	10年以内	事業承継資金として利用する場合、原則信用保証料の負担なし（堺市が負担します） 特別利率(別表)	必要 (不動産又は有価証券)	原則として、 法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター
堺市中小企業振興資金融資 （有担保）	堺市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金	5,000万円以内	年1.5%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	基本料率(別表)			

◀その他の融資▶（組合向け融資で、商工中金堺支店で受け付けています。）

融資メニュー	融資対象者	資金使途	融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
堺市中小企業協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、堺市内に事務所、または事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金	1組合 :5億円以内 1構成員:1億円以内	長期プライムレートより ▲0.6%(固定金利)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	—	商工中金所定による	—	商工中金堺支店

※貸付利率等は金融情勢により変動しますので、お申込み時にご確認ください。所定の信用保証料、不動産担保等が必要です。

保証料率		保証合計額	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
堺市産業振興センター	基本料率		年0.75%	年0.95%	年1.15%
	特別料率		年0.5%		年0.7%